



平成 19 年 6 月 29 日

各位

会社名 株式会社ネプロジャパン
代表者名 代表取締役社長 金井 孟
(JASDAQ・コード 9421)
問合せ先
役職・氏名 取締役管理本部長 大瀧 秀樹
電話 03-6803-3970

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 19 年 6 月 28 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備し、会社の業務の適法性・効率性の確保ならびにリスクの管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境変化に応じて随時見直しを行い、その改善・充実を図ってまいります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、企業の存続を継続するために、コンプライアンスの徹底が絶対的に必要であるとの認識のもと、取締役、監査役および使用人が公平で高い倫理感に基づいて行動するため各種研修の機会を提供すること等をはじめ、全社を挙げて、社会的責任を果たしていくことに努める。
- ・代表取締役社長直轄で、定期的を実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令・定款および社内諸規定に準拠して適正に行われているか、また会社の制度・組織、諸規定が適正であるかを公正普遍に調査・検証することにより、会社の財産の保全ならびに経営効率の向上に努める。内部監査の結果は、代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門および所轄部門長へ、改善指示書に基づいた内部監査改善実施計画書の提出および改善の実施を義務付ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・「文書管理規定」に従い、取締役の職務執行にかかる情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役および監査役は文書管理規定により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・当社のリスクとして個人情報の流出の可能性が考えられるため、個人情報保護方針を打ち出し業務ガイドラインを策定する等、規定の整備と運用を実施しているが、検証と見直し等を図るとともにさらに強化する。

- ・投資、出資、融資、および債務保証に関する案件に対しては、採算性およびリスク評価を行い、その結果を踏まえて取締役会に付議する。
- ・新たに生じた重大なリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる役員を定め、対応にあたるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、全従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当役員は、その目標達成のために、各部門の具体的な目標および「職務権限規定」に基づく効率的な目標達成のための方法を定める。
- ・取締役会は原則、月 1 回開催し、業務担当役員は、その進捗状況を定期的にと取締役会に報告し、取締役会は、その内容を検討の上、改善を促すものとする。

5. 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・現在、当社グループでは 3 社の子会社を有しており、関係会社規定の制定等により、グループ全体においてコンプライアンス体制の構築に努める。
- ・子会社の経営においては、各社の自主性を尊重しつつも、定期的な営業報告および財務報告等を受け、経営会議にて検討の上、必要な指示指導を行う。また、必要に応じて子会社の代表者が経営会議に出席し状況説明を行うことにより、各社の経営状況を把握し、強固なグループ経営体制の維持を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くこととする。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役および使用人は、重大な法令・定款違反、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するとともに、監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うものとする。監査役は、監査役会規定に基づいてその他の監査役へ報告する体制をとる。

8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、業務執行に係る重要事項を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることのできる体制を構築する。
- ・監査役と代表取締役、業務担当役員等との間の定期的な意見交換会を設置する。また、監査役は必要に応じて会計監査人から説明を受けるとともに、情報の交換をおこなうなど連携を図るものとする。

以上